

# 大学発新産業創出プログラム プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1 支援

## 公募説明会

2024年3月

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第1グループ



科学技術振興機構

# 目的

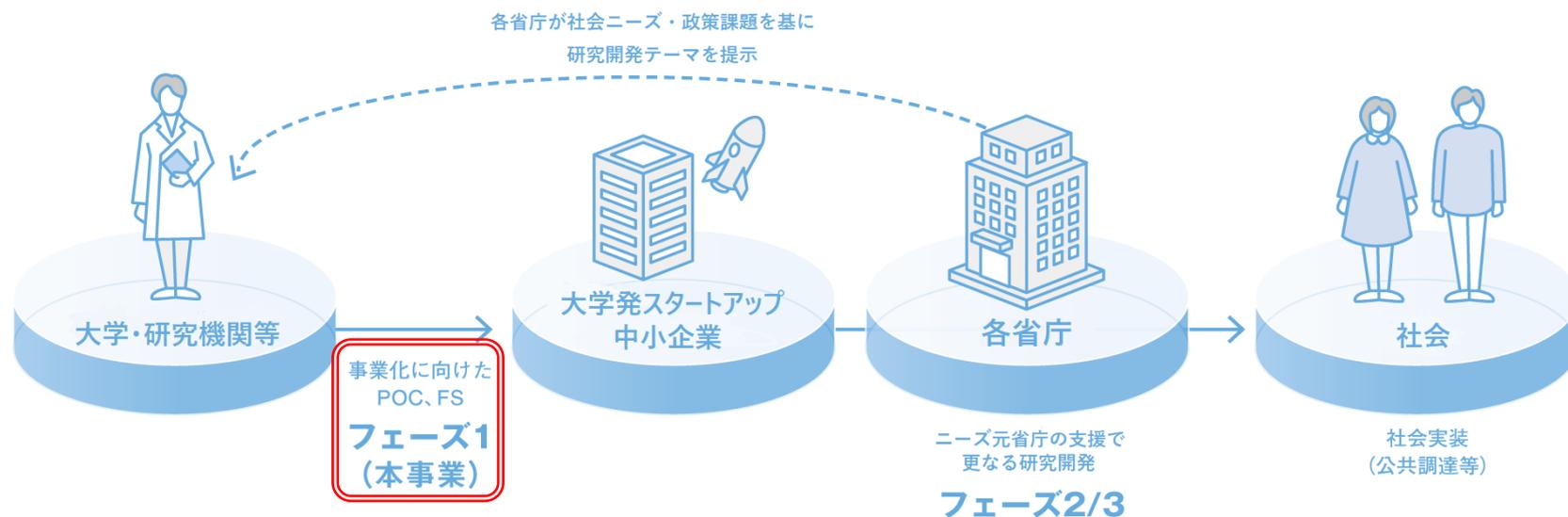
**各省庁等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」**に対して、

大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが  
概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を実施し、

**大学等発スタートアップの起業**や、

大学等発スタートアップを含む**既存中小企業（設立15年以内）への技術移転**※を行うことにより、  
新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。

※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。



# 背景 ～日本版SBIR制度の抜本改革～

日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

研究開発型スタートアップ等への補助金等の支出機会の拡大や、初期段階の技術シーズから事業化までの一貫した支援に、内閣府をはじめ関係省庁が連携して取り組みます。

従来：中小企業等の研究開発に対する補助金の支出増大・様々な方法で成果の事業化を支援  
2021年度～：イノベーション創出に寄与する制度

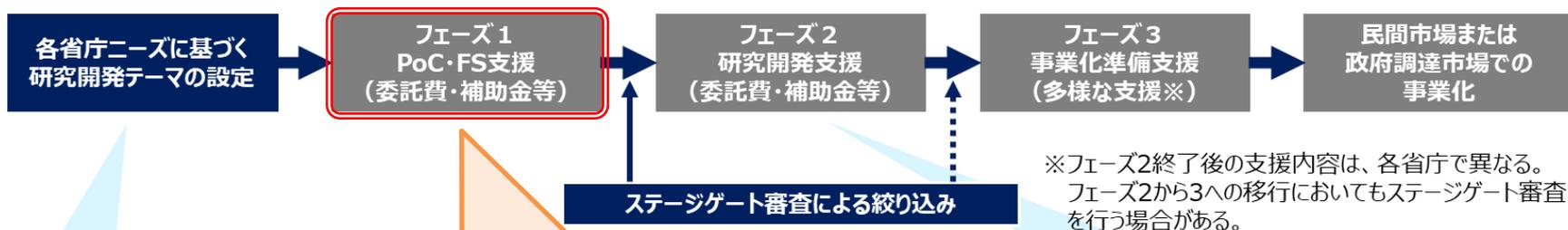
## 抜本改革の概要

- ①制度目的・実施体制の見直し（イノベーション政策としての位置づけを明確化）
- ②スタートアップ等への予算の支出機会の増大（支出目標の策定と実施）
- ③各省統一的な運用と社会実装の促進によるスタートアップ等の機会拡大

【SBIR制度特設サイト】 <https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>



# 日本版SBIR制度における「SBIRフェーズ1支援」



各省庁等より、  
社会ニーズ・  
政策課題に基づく  
「研究開発テーマ」  
が示されます。

## 「SBIRフェーズ1支援」

「研究開発テーマ」に沿った  
概念実証(POC)や  
実現可能性調査(FS)を実施します。

## 各省庁等の制度

「フェーズ2」以降、実用化に向けて、  
さらに本格的な研究開発を  
実施します。



SBIRフェーズ1支援委員会の委員長、副委員長、委員と  
ニーズ元省庁の指定する有識者等※が連携し、  
課題の採択、採択後のマネジメントを実施します。

※各省庁はプログラムマネージャー（PM）を設置します。  
また、省庁間の連携を内閣府の省庁連携PMが担います。

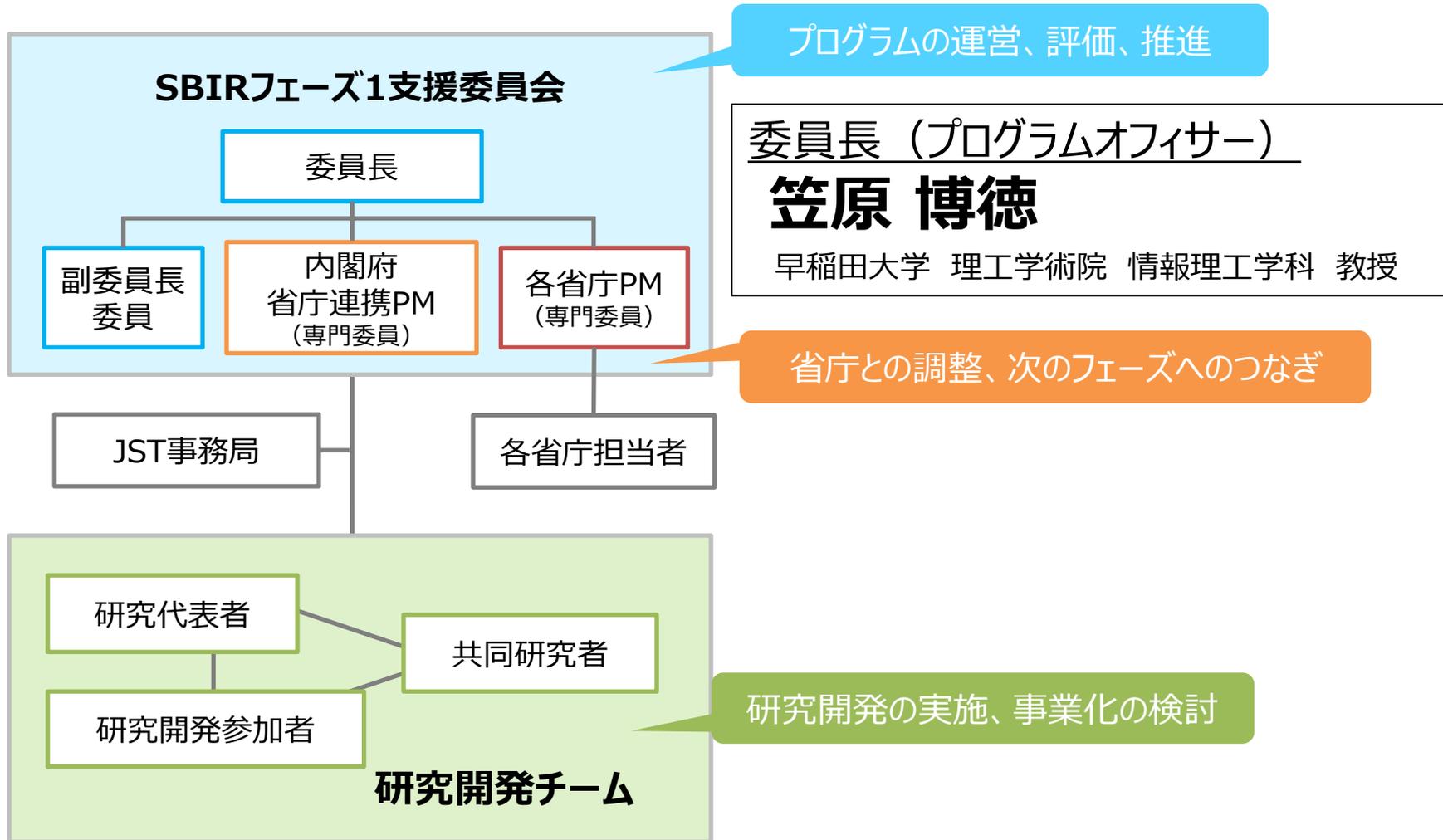
【SBIRフェーズ1支援 事業概要】 <https://www.jst.go.jp/start/sbir/index.html>

# “フェーズ1”終了時の目標

- ・概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）が完了していること。
- ・ビジネスモデルの検討が十分に進んでいること。
- ・知財戦略の検討が十分に進んでいること。

※研究開発テーマごとに上記に加えて別途「フェーズ2への移行条件」を設けています。  
詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

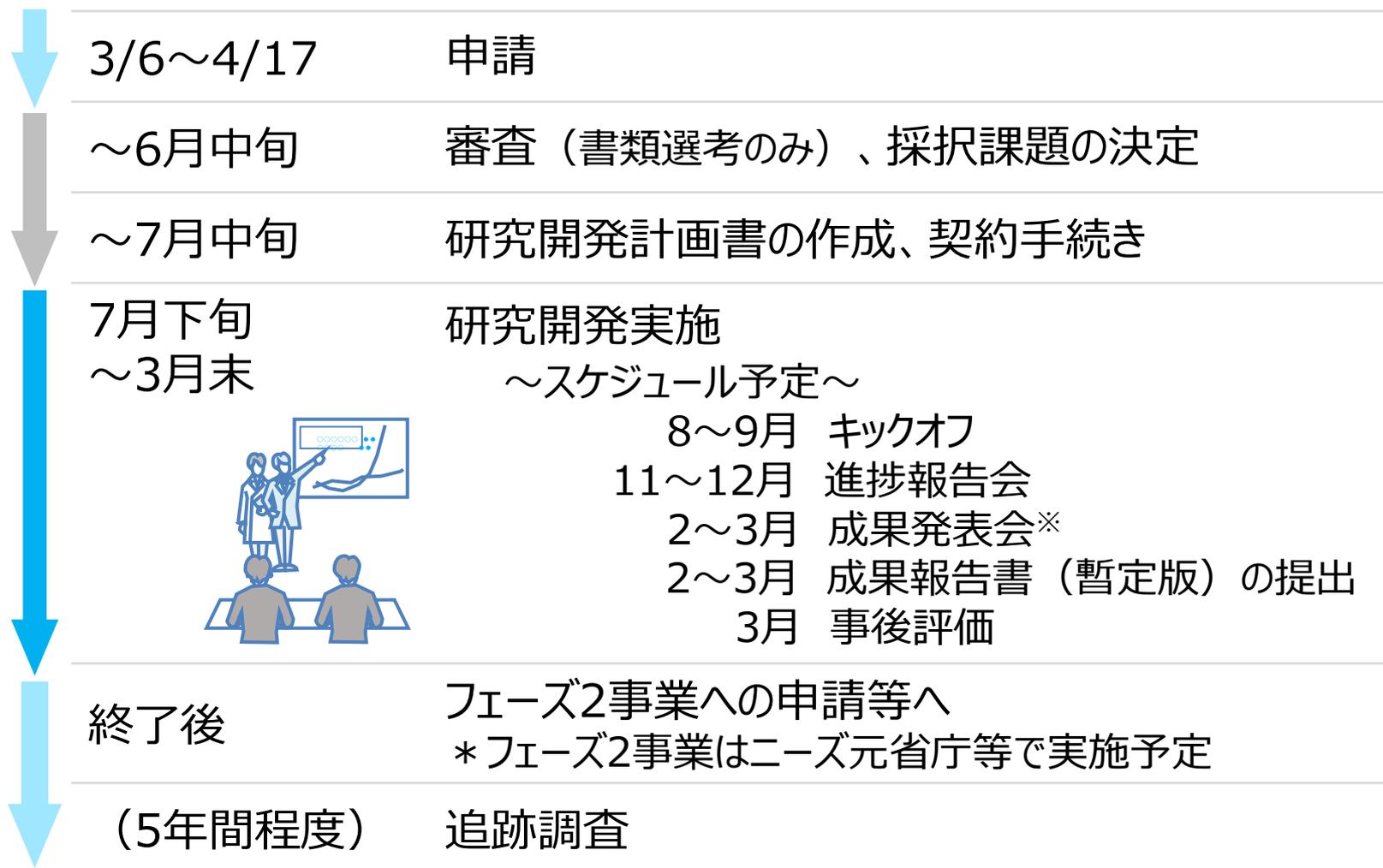
# 実施体制



# 公募・プログラム概要

プログラム名	SBIRフェーズ1支援
募集対象	大学等の研究者 (起業を目指す者/既存中小企業(設立15年以内)への技術移転を目指す者) ※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。
対象分野	各省庁等における社会課題や政策ニーズを元に設定された「研究開発テーマ」に対応する分野
研究開発費	上限750万円(直接経費) ※正当な理由がある場合、 <u>上限1,000万円(直接経費)</u> までの申請が可能です。 ※研究開発費は、予算希望額の多寡にかかわらず、研究開発計画等の妥当性について厳密な審査を行い、査定を経て決定します。 ※間接経費(原則、直接経費の30%)を別途措置します。
研究開発期間	2024年7月下旬 ~ 2025年3月末 (8ヶ月程度)
公募期間	2024年3月6日(水) ~ 4月17日(水) 正午
選考期間	2024年4月下旬~6月中旬頃 (書類選考のみ)
採択件数	9件程度

# 活動実施の流れ



※成果発表会は一般公開とする予定です。

（参考）2023年度 成果発表会 [https://www.jst.go.jp/start/news/r5\\_seika\\_sbir.html](https://www.jst.go.jp/start/news/r5_seika_sbir.html)

# 実績

## フェーズ2事業への採択

2021年度採択 **21** 課題中 **8** 課題がフェーズ2事業に採択

2022年度採択 **12** 課題中 **6** 課題がフェーズ2事業に採択

※フェーズ2事業は、ニーズ元省庁等で実施

## 設立スタートアップ<sup>o</sup>

会社名	設立年月	研究機関
株式会社エキュメノポリス	2022年5月	早稲田大学
株式会社ハイパーデジタルツイン	2022年5月	芝浦工業大学
志エンボディ合同会社	2022年11月	愛媛大学
株式会社ロボティクスセーリングラボ	2023年4月	大阪公立大学
株式会社ayumo	2023年6月	大阪南医療センター

# 研究開発テーマ（一覧）

（1）～（9）から1つ選択し、申請書に記載

番号	タイトル	ニーズ元	社会実装方法
(1)	Beyond 5G（6G）に向けた研究開発	総務省	起業/技術移転
(2)	多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発	厚生労働省	起業/技術移転
(3)	木質バイオマスを活用した新素材・原料の研究開発（エネルギー利用は除く）	農林水産省	起業
(4)	林業の安全性向上・労働負荷軽減・生産性向上に資する技術の研究開発	農林水産省	起業
(5)	波浪観測情報の取得手法の高度化・低コスト化	国土交通省	起業/技術移転
(6)	海洋・港湾・湖沼等における効率的な測深作業の実現	国土交通省 内閣府(福岡市)	起業/技術移転
(7)	自然環境のモニタリング技術や生態系解析技術の開発	環境省	起業/技術移転
(8)	災害時に生き埋めになった生存者を迅速に搜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発	警察庁	起業/技術移転
(9)	災害時等に水中での行方不明者等を迅速に搜索する技術の開発	警察庁	起業/技術移転

# 研究開発テーマ（詳細）

※ステージゲート審査やフェーズ2以降の事業情報等については、今後の予算状況等に応じて変更となる可能性があります。

公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」で、各研究開発テーマについて以下の項目を記載しています。

- ・社会課題／政策課題

- ・研究開発内容（技術の具体例）

- ・社会実装方法

※一部、既存企業への技術移転が対象外の研究開発テーマがありますのでご注意ください。

- ・ステージゲート審査実施時期（予定）

- ・フェーズ2事業概要（予定）

実施機関／事業名／事業期間／事業形態／委託費・補助対象経費／募集対象 等

- ・事業化までのロードマップ

フェーズ1での達成目標／フェーズ2への移行条件／フェーズ2で得られる支援内容／想定するゴール 等

※スライド5「フェーズ1終了時の目標」に加えて、テーマごとに別途設けている「フェーズ2への移行条件」を記載しています。

- ・研究開発テーマ・フェーズ2の事業内容に関するお問い合わせ先

選考の観点の1つは、**研究開発テーマとの関連性**です。

（選考の観点については、スライド26および公募要領「2.10 選考の観点」を確認してください。）

提案の際は、学術的関心等による研究に留まらず、事業化を見据えた上で、

これらのニーズにいかに関与するか、どのように事業化を目指すのか、ビジネス面を含めて明確にしてください。

# 研究開発テーマ（1）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

## Beyond 5G（6G）に向けた研究開発【二ーズ元：総務省】

### 研究開発内容（技術の具体例）

総務省の情報通信審議会中間答申「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」（令和4年6月30日）における「産学官で取り組むべきBeyond 5G研究開発10課題※」等を想定。

※産学官で取り組むべきBeyond 5G研究開発10課題

- ①オール光ネットワーク技術
- ②オープンネットワーク技術
- ③情報通信装置・デバイス技術
- ④ネットワークオーケストレーション技術
- ⑤無線ネットワーク技術
- ⑥NTN（非地上系ネットワーク）技術
- ⑦量子ネットワーク技術
- ⑧端末・センサー技術
- ⑨E2E（エンドツーエンド）仮想化技術
- ⑩Beyond 5G サービス・アプリケーション技術

※10課題の詳細は中間答申を参照

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000822641.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000822641.pdf)

## 研究開発テーマ（2）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

### 多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発 【二一ズ元：厚生労働省】

#### 研究開発内容（技術の具体例）

障害者の真のニーズを捉えながらも汎用性を見据えた製品開発及び、製品の継続的な提供を視野に入れた支援機器の研究開発を対象とする。

以下に具体例を示す。

- 障害児・者の知的及び認知機能を補助し、自立生活を支援する機器
- 障害児・者の日常生活関連活動（家事、買い物、外出時の移動・経路案内、金銭管理等）や就労を支援する機器
- 障害児・者の余暇活動（遊び、趣味、スポーツ等）を支援する機器
- 障害者の心身の健康維持・向上に資する機器（自ら管理しつつ支援者にも必要な情報を共有できる機器等）
- 障害の有無や障害の種別に関わらず人々の交流を可能にする支援機器

※技術はあるが、既存の製品として広く流通していないものが望ましい。  
機器にはシステム、アプリケーションの開発を含む。

※医療機器、介護機器は対象外とする。

医療機器に該当するか判断できない場合は、事前に都道府県薬務課へ問い合わせること。

申請様式1 8-1. (4) で医療機器に該当しないことを確認しますので、判断に迷う場合は事前に都道府県薬務課へ問い合わせてください。

## 研究開発テーマ（3）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

### 木質バイオマスを活用した新素材・原料の研究開発（エネルギー利用は除く） 【ニーズ元：農林水産省】 **※既存企業への技術移転は対象外**

#### 研究開発内容（技術の具体例）

木質バイオマスを活用した新素材・原料やその応用製品の研究開発

- 石油由来のプラスチック等の代替に資する木質バイオマスを活用した新素材・原料の開発  
例）不均一な構造のリグニンを化学処理と微生物変換により単一な樹脂原料（PDC）へと効率的に変換する技術開発
- 石油代替素材に限らず、飲食料品・化粧品などへの活用や、既存素材の効率的な生産・変換方法の開発などのマテリアル利用（エネルギー利用は対象外）

例）（1）飲食料品・化粧品などへの活用について想定されるもの

- ① これまで用途が限定されてきた工業リグニン（パルプ廃液）等に由来する木質系フェノール成分（＝PDC）を原料とした「耐熱性や生分解性を持つ繊維（PDCポリエステル、PDCポリウレタン）」や「既存石油製品に比べて強度に優れた工業用接着剤（PDCエポキシ樹脂接着剤）」などの実証生産に向けた研究開発
- ② 除臭リグニンによる低VOC放散型のフェノール樹脂等の実証生産に向けた研究開発
- ③ セルロースナノファイバー（＝CNF）を配合した高耐光性木質塗料の木質以外への活用に向けた研究開発
- ④ 撥水性微細セルロース素材による包摂材料製造に向けた研究開発 など

（2）既存素材の効率的な生産・変換方法の開発について想定されるもの

- ① 木質リグニンに由来する繊維素材、接着剤原料として開発を行ってきたPDCの高効率生産方法
- ② 表面がナノ化されたパルプ素材への新規変換方法
- ③ CNFの樹脂原料との混和性を改善するファイバー表面を簡便かつ選択的に化学変換する方法 など

## 研究開発テーマ（4）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

### 林業の安全性向上・労働負荷軽減・生産性向上に資する技術の研究開発

【二ーズ元：農林水産省】

※既存企業への技術移転は対象外

#### 研究開発内容（技術の具体例）

林業の安全性向上・労働負荷の軽減・生産性の向上に資する技術全般を対象とする。  
一例を以下に示す。

- 林業機械・機器の高機能・高性能化に係る技術の開発（作業の多機能化、森林斜面の走破性の向上、大径材への対応力の向上等）
- 林業機械の自動化・遠隔操作化技術に必要なセンシング・画像認識・機体制御等に係る技術の開発
- 携帯電話圏外域の森林内での通信に係る技術の開発
- 森林における境界の把握・確定や森林資源調査・計画策定等の効率化に係る技術の開発

## 研究開発テーマ（5）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

### 波浪観測情報の取得手法の高度化・低コスト化【ニーズ元：国土交通省】

#### 研究開発内容（技術の具体例）

人工衛星、海洋短波レーダ、超小型ブイなどを活用した、従来技術より高度・低コストな波浪観測技術を対象とする。一例を以下に示す。

- 衛星画像やレーダを用いた広範囲波面計測技術
- GPSやCLAS信号を使った小型の波浪観測ブイの開発
- レーザ光を用いた波浪計測技術・装置の開発
- 海洋レーダを用いた波浪計測技術・装置の開発
- カメラを用いた画像解析による波浪計測技術の開発

## 研究開発テーマ（6）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

### 海洋・港湾・湖沼等における効率的な測深作業の実現

【二ズ元：国土交通省（海上保安庁）・内閣府（福岡市）】

#### 研究開発内容（技術の具体例）

- 衛星画像等を用いて、遠隔地の水深の値を把握し、現在の海図記載の値と変化している箇所を自動的に抽出、浅海域の海底地形の形状を広域的かつ定期的に把握を可能とする技術。  
また、上記技術を効率的に実現するための、「最適画像の自動選定」「指標となる海域の自動選定」「適切な教師データ作成」「教師データなしでの相対判別」等のソフトウェア、アルゴリズムの開発。
- 航空ドローンと水上の無人ボートを群制御することで、遠隔離島等の到達が困難な場合に、かつ、限られた時間での調査を要する場合及び水深が浅いところから深いところまでである場合においても効率的に測深を可能とする技術。
- マルチビーム測深機等の既存の測深技術の応用や、複数の測深技術を組み合わせること等によって実現する、効率的かつ高精度・低コストな広範囲測深技術。
- マルチビーム測深機、シングルビーム測深機、グリーンレーザ測深機などの既存の測深手法を用いない革新的な測深技術。
- 測深機によって得られた大量の3次元データをAI等を使って効率的にノイズ処理する等、作業時間の短縮を可能とするソフトウェア。
- 地方自治体のインフラ管理業務における、測深作業効率化に資する技術。

# 研究開発テーマ（7）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

## 自然環境のモニタリング技術や生態系解析技術の開発【ニーズ元：環境省】

### 研究開発内容（技術の具体例）

目視や手作業では困難もしくは非効率である動植物の分布や生息状況、土壌微生物群の解析の調査を実現または改善する装置、計測技術、およびデータ分析技術。

以下、具体例を示す。

- AIやレーダー等を活用した高度な画像分析による動植物の個体数の把握や種判別技術
- 環境DNA分析による生態系モニタリング技術の高度化
- 計測器等を用いた植物等の病虫害の分布や土壌微生物生態系の質の把握技術
- バイオロギングによる生態系の把握技術
- 水中ドローンを利用した水中生態系/ブルーカーボン等の把握技術
- 洋上風力発電施設周辺の海洋生態系への影響を低コストで把握する技術

※フェーズ2の募集対象は企業に限ります。

起業を目指してフェーズ1を実施した場合、起業前でもフェーズ2への応募は可能ですが、交付決定までに起業が完了している必要があります。

## 研究開発テーマ（8）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

### 災害時に生き埋めになった生存者を迅速に搜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発【ニーズ元：警察庁】

#### 研究開発内容（技術の具体例）

災害発生時に、水分を多く含む土砂、雪等の内部に生き埋めになった生存者を迅速に搜索するためのセンシング技術又はロボティクス技術の開発。以下、具体例を示す。

##### （センシング技術）

- 水分を多く含む土砂、雪等の内部でも、高感度で生存者を探知できるセンシング技術。
- ロボティクス装置を伴わないセンシング装置単体の技術開発の提案も対象とする。
- 生存者そのものを探知するセンシング技術を対象とする。生存者が保有するスマートフォン等のデバイスを探知する技術は対象外とする。
- 当該センシング装置が活用される土砂災害や津波災害等の現場では耐水性が求められる。燃料・電気も限られるためバッテリーにより長時間稼働できることも求められる。

##### （ロボティクス技術）

- 生存者を探知するセンサーを搭載し、警察官等の進入が困難な瓦礫内部等の空間に進入できるロボット。
- 当該ロボットが活用される土砂災害や津波災害等の現場では耐水性が求められる。燃料・電気も限られるためバッテリーにより長時間稼働できることも求められる。さらに、搜索にあたる警察官等が容易に立ち入れない環境で搜索を行うため、自律的な移動が可能であるか、無線通信による操作が可能であることが求められる。

※フェーズ2の募集対象は企業に限ります。

起業を目指してフェーズ1を実施した場合、フェーズ2事業への応募時点で起業している必要があります。

# 研究開発テーマ（9）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

## 災害時等に水中での行方不明者等を迅速に搜索する技術の開発 【ニーズ元：警察庁】

### 研究開発内容（技術の具体例）

土砂等により濁っている、水流が速い、障害物が多いなど、搜索困難な水環境においても行方不明者等を迅速に搜索できる技術の開発。以下、具体例を示す。

- マルチビームイメージングソナー等のセンサーを備えており、障害物が多く流れの速い水中においても安定して移動可能な水中ドローン（AUVまたはROV）
- 雨や風が強い環境でも安定して飛行可能な空中ドローン（UAV）から水中へソナー等のセンサーを垂らして搜索する方法
- 水上を浮遊する障害物が多く水流が速い水環境でも安定して走行可能なラジコンボードから水中へソナー等のセンサーを垂らして搜索する方法
- 複数の水中ドローン等（AUV、UAV、ラジコンボード等）を自律的かつ協調的に制御し、広範囲な搜索活動を迅速化する技術も対象とする。協調制御の方法としては、複数の水中ドローン等が相互に位置を検知し合う方法や、水上ブイ等から周波数の異なる音波を出して水中ドローン等の位置を決定する方法等が想定される。

※フェーズ2の募集対象は企業に限ります。

起業を目指してフェーズ1を実施した場合、フェーズ2事業への応募時点で起業している必要があります。

## 応募の要件（一部）

- **研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること**

※技術シーズ：事業化を目指す上で必要となる研究成果等

※当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい

- **以下のいずれかを目指していること**

a) **事業終了後の起業による技術シーズの事業化**（事業実施中の起業も可）

b) **大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立15年以内）への技術移転による技術シーズの事業化**

※一部、b) 既存企業への技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。

※技術移転先企業の要件は公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」（概要はスライド23に掲載）を参照してください。

# 応募の要件（一部）

## ●研究代表者、主たる共同研究開発者 （JSTから資金配分を受ける者）の所属機関が、以下を同時に満たすこと

a) 日本国内の研究機関であること

b) 下記のいずれかに該当すること

- ・国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人
- ・公益財団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、一般社団法人（※）
  - ※1.旧制公益法人から移行したものであること、
  - 2.非営利型法人であること、
  - 3.定款に事業として「研究」を含むこと を満たしているものが対象。

### **※企業（上記にあてはまらないもの）は、JSTからの資金配分対象としません。**

- ・JSTからの資金を受けずに参画することは可能です。
- ・大学等から企業等、及び他大学等への再委託はできません。

# 技術移転先企業の要件 （既存企業への技術移転を目指す場合）

## ●「技術移転先企業」は、以下を同時に満たすこと

a) 日本の法人格を保有する

b) 中小企業者に該当する

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律2条第14項に定められている以下の  
資本金基準又は従業員基準（下表）のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人

c) 設立15年以内である

d) みなし大企業に該当しない

e) 直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※詳細は、公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」を確認してください。

# 重複実施の制限

大学発新産業創出プログラム（START）と大学発新産業創出基金事業においては、重複実施の制限があります。

- ✓ 同一の研究代表者は<対象となるファンド>（スライド25に示す①～⑪）のうち2つ以上を同時に実施することはできません。
- ✓ 同一の研究代表者が同一のファンドへ複数課題を応募することはできません。
- ✓ <対象となるファンド>のいずれも実施中でない場合、申請段階での制限はありませんが、複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択していただきます。
- ✓ <対象となるファンド>のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
  - (1) 実施中のファンドが最終年度以外の場合は、他の<対象となるファンド>には申請できません。
  - (2-1) 実施中のファンドが最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の<対象となるファンド>には申請できます。
  - (2-2) 実施中のファンドが最終年度の場合、研究開発期間が単年度である他の<対象となるファンド>には申請できますが、研究開発期間の終了時期が実施中のファンドよりも後である場合に限ります。研究開発期間の終了時期が実施中のファンドと同一または実施中のファンドよりも前である単年度の<対象となるファンド>には申請できません。
- ✓ <対象となるファンド>においても、一方が「起業を目指す取組」で他方が異なる事業において「技術移転を目指す取組」であれば、両方で技術シーズが異なることを条件に同時に2件実施することが可能です。

**※詳細は、公募要領「2.11 重複申請・実施の制限について」を確認してください。**

## <重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業						研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム					
		ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	起業実証支援③	可能性検証		左記①～④、⑩以外の他ファンド(予定)⑤	起業実証支援⑥	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	大学推進型内の研究開発課題⑨	
					【起業挑戦】④	【企業等連携】⑩			起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪			
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	起業実証支援⑥	×	×	×	×	△	×	-	×	△	×	×	
	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	×	×	×	×	△	×	×	-	-	×	×
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪	△	△	△	△	×	△	△	-	-	△	△
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	×	×	×	×	△	×	×	×	△	-	×	
	大学推進型内の研究開発課題⑨	×	×	×	×	△	×	×	×	△	×	-	

### △：技術シーズが異なれば同時に実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

### ×：同時に実施不可

※いずれのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することは可能です。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※いずれかのファンドの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募出来ません。

実施中のファンドが最終年度である場合はスライド24（2-1）（2-2）を参照してください。

### -：同時に申請不可（同一ファンドへの複数申請は不可）

# 選考の観点

## (1) 研究開発テーマとの関連性

- ・研究開発テーマにおけるニーズ元省庁の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

## (2) 技術シーズ

- ・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。
- ・実現を目指す技術が、競合に対する優位性を有しているか。

## (3) 事業化の可能性

- ・事業の実現性や成長性が期待できるか。
- ・知財戦略が明確で、事業に支障が無いか。
- ・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。
- ・申請時点での技術シーズの成熟度を適切に把握し、事業化に向けた検討ができているか。

## (4) 研究開発計画

- ・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。
- ・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。
- ・活動に向けて適切な体制となっているか。

## (5) 利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

# 申請書提出について

## 申請書様式

### 1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

- ・基本情報
- ・技術シーズ
- ・製品・サービス／事業化の構想
- ・本支援期間中の目標、活動計画、体制 等

### 2) 様式2 (Excelで配布) ※必須

- ・予算計画

### 3) 様式3 (Wordで配布) ※既存企業への技術移転の場合のみ必須

- ・SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

1つのPDFファイル  
としてe-Radで提出

## e-Rad入力画面

- ・概要、申請者（研究代表者、企業担当者）の基本情報等を入力
- ・申請書PDFをアップロード

**申請締切：4月17日（水）正午**

システムが混み合い時間がかかることがあるため、  
余裕を持って手続きをお願いします。

# 申請書提出について

## 申請書様式

### 1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

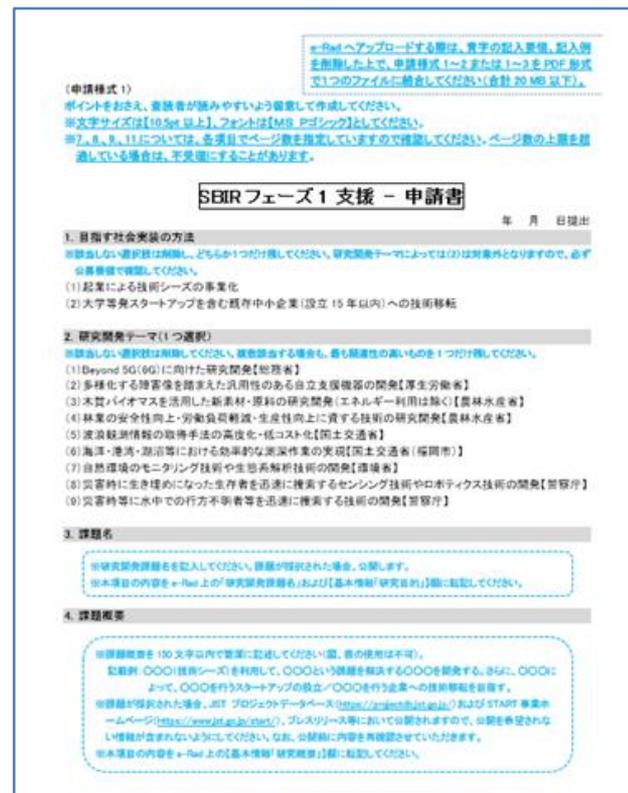
1. 目指す社会実装の方法
2. 研究開発テーマ
3. 課題名
4. 課題概要
5. 研究代表者等の情報
6. 研究開発分野
7. 技術シーズ
- 8-1. 製品・サービス
- 8-2. 事業化の構想
9. 事業化に向けた活動計画
10. 活動の推進体制
11. 研究代表者の略歴
12. 他制度での助成等の有無
13. 利益相反マネジメントにかかる申告

※文字サイズは【10.5pt以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。

下線・太字・色を多用することは避けてください（読みやすいように留意してください）。

※7. 8. 9. 11. については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

ページ数の上限を超過している場合は、不受理にすることがあります。

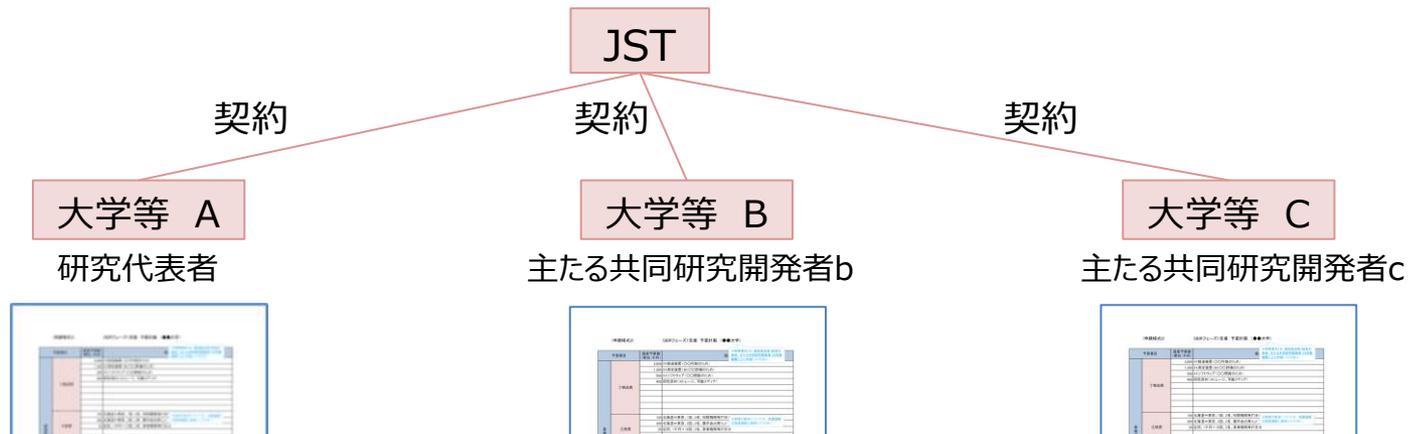


# 申請書提出について

## 申請書様式

### 2) 様式2 (Excelで配布) : 予算計画 ※必須

- **予算希望額 (直接経費) が750万円を超える場合は、理由を記載してください。**  
※ 正当な理由がある場合、上限1,000万円 (直接経費) までの申請が可能です。  
※ 研究開発費は、予算希望額の多寡にかかわらず、研究開発計画等の妥当性について厳密な審査を行い、査定を経て決定します。
- **研究担当者 (研究代表者、主たる共同研究開発者\*) の所属機関ごとに作成してください。**



#### ※主たる共同研究開発者 :

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費を執行する場合、JST と研究機関 B (複数機関設けることも可能) が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。

# 申請書提出について

## 申請書様式

### 2) 様式3 (Wordで配布) : SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

※既存企業への技術移転の場合のみ必須

※本様式は既存企業への技術移転を目指す場合のみ適用可能です。  
※印刷・コピーによる場合は、赤字の記入要領、記入例を参照の上で、申請様式1～3をPDF形式で1つのファイルに結合し、不大于10MB以下。

誓約書 (申請様式3)

年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援に係る誓約

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援(以下、「本事業」という。)で申請する研究開発課題に関して、下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者(以下、「企業担当者」という。)と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査(本事業終了後、5年程度実施予定)に協力する。
4. 本事業終了後(フェーズ2以降)は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

以上

課題名: 「○○○○」 ※申請様式3を参照してください。

企業担当者

所属機関: ○○株式会社

部 署: ○○事業部 ※Wordでの打ち込みで載りません。 ※押印は不要です。

役 職: ○○課長

氏 名: ○○ ○○

研究代表者

所属機関: ○○大学

部 署: ○○研究科 ※Wordでの打ち込みで載りません。 ※押印は不要です。

役 職: ○○研究員

氏 名: ○○ ○○

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者（以下、「企業担当者」という。）と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査（本事業終了後、5年程度実施予定）に協力する。
4. 本事業終了後（フェーズ2以降）は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

上記の事項について**企業担当者**に確認した上で、**課題名、企業担当者、研究代表者**について入力してください。

# 申請時の注意点

## ・e-Radでの応募には、「研究インテグリティに係る情報入力」が必須です。

※e-Radの改修（2022年3月15日）以降、登録をしていない場合は必ず行ってください。

※登録が完了していない場合、本公募へ申請できません（エラーになります）。

※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。

名前表示にカーソルを合わせると出てくる【研究者情報の確認・修正】をクリックし、「所属研究機関」タブで操作を行います。

### (1) e-Rad外の研究費

### (2) 現在の全ての所属機関・役職

（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）

について該当があれば入力し、適切に所属機関に報告していることを確認。

### (3) 誓約状況

チェックボックス「報告している」をチェック。

# 申請時の注意点

・本公募は、「**安全保障貿易管理**」の要件化対象のため、e-Rad申請時の基本情報タブで**安全保障貿易管理に関する入力項目**があります。

公募要領「4.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」およびe-Radの記載内容を確認し、所属機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」へ回答してください。

The screenshot shows the 'Basic Information' tab selected in the application form. The 'Security Trade Management' section is highlighted with a red box. The form includes fields for 'Research Period (Start/End)' and 'Research Category'. A callout box points to the 'List-regulated goods export or technology provision schedule' question, which has radio buttons for 'Yes' and 'No', with 'No' selected.

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

基本情報

研究期間(西暦)  必須 最短研究期間：1年 最長研究期間：1年  
(開始)  年度から(終了)  年度まで

研究分野(主) 研究の内容  必須

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合(該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示され、安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.ht)

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はあ提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時までに、所属研究機関の安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無  ?  あり  なし

所属機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は必ず回答してください。

# 申請時の注意点

- ・募集締切時に、応募が完了していない提案は審査対象外です。  
(締切後の差し替えも対応不可)

※応募のステータスを確認し、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば、  
応募が完了しています。

※提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを  
念のため確認してください。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステ ータス)	編集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案 書ダ ウン ロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022					応募 中	配分機 関処理 中 申請中	申請可能な 手続きへ	

- ・申請書は様式1～2または様式1～3を統合してPDFファイルに変換し、  
**正しく閲覧できるか確認してから**ご提出ください。
- ・応募に際しては、研究代表者、及び主たる共同研究開発者の e-Radの研究者ID  
が必要
- ・e-Radへ必要事項を入力の上、申請書をアップロードしてください。  
※郵送、持ち込み等、e-Rad以外の応募は受け付けません。

# 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は「研究倫理教育に関するプログラム」を修了していることが申請要件です。修了していることが確認できない場合は、要件不備となります。



※研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません。  
採択された場合、原則として全ての研究参加者について研究倫理教育に関するプログラム（所属機関で実施するプログラム、eLCoRE、eAPRIN等）の受講を必須とします。詳細は、公募要領「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を確認してください。

# 利益相反マネジメントに関する申告について

申請様式1「13. 利益相反マネジメントにかかる申告」で(1)(2)への該当有無を確認してください。  
該当有無にかかわらず、回答必須です。

(1) 本申請の参画機関（技術移転先企業を含む）が、  
下記に該当する機関ですか？

※該当する場合は、所属機関の利益相反委員会等に  
問題ないか確認してください。

- a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
- b. 研究担当者等が役員に就任している機関。
- c. 研究担当者が株式を保有している機関。
- d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関

はい

**申告が必要**です。  
該当内容を記載してください。

いいえ

マネジメント対象外。  
(1)(2)いずれも該当しなければ、  
「該当しない」を選択してください。

(2) 本申請の参画機関（技術移転先企業を含む）が、  
JSTが出資する機関ですか？

はい

**申告が必要**です。  
該当内容を記載してください。

いいえ

マネジメント対象外。  
(1)(2)いずれも該当しなければ、  
「該当しない」を選択してください。

## その他の留意点

- ・申請・実施について、**所属機関、技術移転先企業との同意**が得られていることが**必要**です。

※申請書、e-Radでの登録情報に、所属機関の情報、技術移転先企業及び企業担当者の情報を記載していただきます。

※特に技術移転の場合は、申請、研究開発実施、各種会議への出席、追跡調査への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です（申請様式3を提出）。また、フェーズ2以降は技術移転先企業が主体となって事業の実施を検討していただきます。

- ・スタートアップの設立や技術移転に関して**その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意**が得られていることが**必要**です。

- ・起業（登記等）のための費用、企業活動（営業等）への費用執行はできません。

事業実施中に起業した場合も、大学での研究開発要素のみ、継続可能です。

- ・申請書及び申請者情報、研究開発計画書、成果報告書等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、ニース元省庁の指定する有識者、内閣府及びニース元省庁担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります。

- ・終了後5年程度の追跡調査にご協力いただきます。

# e-Radの不具合に備えて

- e-Radは**締切数時間前から大変混雑し、動作が遅くなる場合があります。**  
余裕をもって手続きをお願いします。
- **「研究インテグリティに係る情報」は必ず登録してください。**
  - e-Radログイン後の【研究者情報の確認・修正】メニューから行えます。  
※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。
  - 代表者および主たる共同研究開発者について登録が完了していないと応募ができません。
  - 「e-Rad外の研究費」に対象契約を記入する場合、予算額がない場合も空欄にせず0を入力してください。
- **締切当日の引き戻しは控えてください。**システム遅延により申請が間に合わない可能性があります。
- **トラブル発生に備えて、事前に問い合わせ窓口を確認しておいてください。**

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号：0570-057-060(ナビダイヤル) 受付時間：9:00～18:00（平日）
事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ	E-mail：sbir-one@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号：03-5214-7054 受付時間：10:00～17:00（平日）

# 問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構  
スタートアップ・技術移転推進部  
スタートアップ第1グループ  
(SBIRフェーズ1支援担当)  
E-mail : sbir-one@jst.go.jp

- ・JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>
- ・STARTホームページ : <https://www.jst.go.jp/start>
- ・公募情報 : <https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2024.html>  
(公募要領・申請書)